

6 月定例教育委員会会議録

開催日時	令和元年 6 月 6 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分
開催場所	県庁新館 4 階教育委員会室
出席委員	教育長 福永 忠克 委員（教育長職務代理者）土井 真一 委員 藤田 義嗣 委員 岡崎 正彦 委員 窪田 知子 委員 野村 早苗

1 開 会

教育長から開会の宣告があった。

教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議の成立が確認された。

事務局から出席者の報告があった。

2 非公開事件の確認

教育長から、本日の議題のうち、第 17 号議案について、「教科用図書の採択事務に関するもの」であり、公にすることにより、当委員会の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、第 17 号議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、報告事項、非公開議案の順で審議する

ことが確認された。

3 会議録確認

5月14日に開催された定例教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議 事（議案：公開）

教育長から、第13号議案「令和2年度滋賀県立中学校入学者選抜要項について」および第14号議案「令和2年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項について」の2議案について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき一括して説明があった。

主な質疑・意見

藤田委員 例年と比べて、入学者選抜の日程に大きな変更はあるか。

高校教育課長 県立中学校の日程については、概ね年が明けて2週目または3週目の土曜日としており、小中学校の始業式等の日程にも配慮して決定している。また、県立高校の一般選抜の日程については、これまで3月5日から10日までの間で実施しており、中学校の授業時数の確保や、中学校の卒業式等の日程に配慮した中で、できるだけ遅い日程となるようにしている。

藤田委員 私学を併願する生徒への対応は問題ないか。

高校教育課長 私学は、来年2月3日、4日の実施が決まっており、あらかじめ私学連合会から日程を示していただいた上で、中学生が出願しやすい日程としているところ。

岡崎委員 能登川高校の募集枠を 25%から 30%へ変更するとあったが、定員を超える応募がある状況の中で、今回の変更によってどのくらい定員を満たすことができるのか。

高校教育課長 能登川高校の定時制昼間部については、去年は 1 クラス 40 名のうち、推薦選抜の定員が 10 名のところ、13 名の応募があった。一昨年は、10 名の定員に対し、12 名の応募があり、近年は 10 名を超えて応募がある状況である。今回 30%に変更することによって、1 クラス 40 名の定員とすれば、10 名から 12 名まで定員を拡大することになるもの。

教育長から第 13 号議案および第 14 号議案の 2 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

教育長から、第 15 号議案「令和 2 年度滋賀県立高等養護学校入学者選考要項について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

藤田委員 募集定員であるが、対象となる児童生徒数に対する定員として適切なものか。

特別支援教育課長 全体の数としては、中学校特別支援学級からの受検者が多い。特別支援学級の知的障害の学級でいうと、県下で 200 名余の中学校 3 年生がおられるが、これまでの傾向を踏まえると、この募集定員で適正なものと考えている。

土井委員 高等養護学校においても、オープンキャンパスや授業見学のようなものはやっているか。

特別支援教育課長 教員向けの学校説明会をまず 5 月頃に行い、そ

の後、生徒、保護者向けに学校説明会を実施している。また、6月には体験入学を行っており、その後、7月には進学相談を実施しており、受検を考えておられる生徒には必ず来ていただくように案内しているところ。

教育長から第15号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

教育長から、第16号議案「令和元年度滋賀県一般会計補正予算案(第1号)のうち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

藤田委員 予算の関係もあるが、教育環境の整備は必要で、今回のエレベーター整備についても必要である。今回は、障害のある生徒が入学したことに伴う整備ということだが、バリアフリーやユニバーサルデザインといった視点から、長期的に計画性をもって実施しているものか。

教育総務課長 現在のところエレベーター整備に関しての計画はない。県立高校46校のうち、エレベーター未設置校は30校あるというのが現状であるが、昨年度は空調整備を5年計画から3年に前倒して実施し、直近では生徒の健康といった側面等から、トイレの整備といった喫緊の課題もあることから、エレベーターの整備に関しては、生徒の入学が決まってから、直近の6月補正予算に計上し、随時対応しているところ。

藤田委員 予算も含めできるだけ計画的にできるとよい。

教育長 県立学校の施設整備について様々な課題がある中で、十分全体を見据えながらお願いしたい。

岡崎委員 入学された生徒は、現在の学校生活には問題ないのか。

高校教育課長 フロアをできるだけ1階に配置して、縦の移動が少なくなるように配慮している。特別教室で実施する授業においては、移動が伴うが、階段昇降機を利用するなどして対応している。

岡崎委員 そうした設備は高校に準備してあるものか。

高校教育課長 全ての学校に備えているわけではないが、県内に数台あるものを必要な学校で使用しているもの。

教育長から第16号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

5 報 告（公開：報告事項）

教育長から、報告事項ア「令和元年度における新たな『日本遺産』の選定について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

藤田委員 世界遺産もそうであるが、認定されることだけが目的ではなくて、それによって地域が活性化されとか、インバウンドなど経済の活性化に役立っているということがある。認定されるにあたって、こうした連携というものはあるのか。

文化財保護課長 日本遺産の制度そのものが、情報発信や地域の活性化ということを目的した制度である。認定に当たっては、複数の市町であれば、協議会を通じ

で行うことになるが、連携するのが前提となっている。

藤田委員 できるだけ広く、日本、地域に貢献できるようにしないと駄目。

教育長 県の観光部局や農業部局といったところとの連携が大切だと思うので、その点を意識して取組をお願いしたい。

野村委員 地元の方や他府県の方など、どのような方が訪問されているのか、データはあるのか。

文化財保護課長 現在データは持ち合わせていないが、どのような地域から来られているかは、アンケート調査等で把握している。

6 日程確認等（公開）

教育長から、次回の教育委員会の日程について、7月4日（木曜日）午後3時から開催することが確認された。

7 議 事（議案：非公開）

土井委員から、中学校公民の教科書を執筆しているため、教科用図書の採択に関連した第17号議案の審議の間、審議からの辞退の申し出があり、承認された。併せて、教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項ただし書きの規定により、会議が成立することが確認された。

第17号議案の審議の間、土井委員が退席した。

教育長から、第17号議案「2020年度に小学校において使用する教科用図書および小学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9

条第 1 項に規定する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条に定める選定に必要な資料について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

藤田委員 ここに至るまでのプロセスが重要であるが、調査委員会の調査結果等はどうか。

幼小中教育課長 今回の資料にはお示ししていないが、調査員については、各教科について、専門的かつ高度な知識を持つ 4、5 名の教員に調査研究をお願いしてきたところ。

特別支援教育課長 特別支援学級の資料については、特別支援学級の担任 2 名、通級指導の担当者 1 名で、これまで専門的に特別支援学級等の指導に関わってきた 3 名を選んでいる。手順としては、前回作成した資料を基に、それをどのように今の学習指導要領と照らし合わせて考えるかということから始めて、更新のため削除する方がよいものを選んで、新たに資料を作成したもの。

藤田委員 そうした専門性の高い人達が、長年の経験や日常の教育活動を通じて必要な点を見極めて、そうした結果、資料のような特徴がある教科書が選ばれているということであれば、適切なプロセスを踏んでいるものと考えられる。

教育長 どういう教科でどういう経験をもった教員が調査員に選ばれているかといったようなものがあるか。

藤田委員 現場をよく分かっていると、専門性が高いということもあるが、教科書が子どもにとっては教

科の全てだという点において大変重要なものであるので、教員がしっかり教えられるものであれば問題ないと思うが。

幼小中教育課長

プロセスは大変重要であり、調査員については、現場の課題や状況も踏まえて、教科書の特徴を捉えられる教員でないといけない。また、教科書の調査にあたっては、専門的な助言ができる教育委員会事務局の指導主事や主査も加わり、それぞれの教科で数回に分けて調査を進めてきたものであるが、改めてそうした認識をした上で、進めていきたい。

教育長

今後の教科書採択に係る手続はどうなるのか。

幼小中教育課長

承認いただいた後は、各市町教育委員会および各県立中学校に本資料を送付し、各県立中学校では、選定委員会を設置し検討した上で、県教育委員会に申請をされ、8月の県教育委員会において採択いただくことになる。市町教育委員会では、県内で採択地区が6つあるが、各地区で調査員を選定の上、さらに詳細に調査を進め、教科書を選定され、8月の各市町教育委員会で採択される。

特別支援教育課長

同様の手続で、市町の特別支援学級については、全ての資料を各採択地区へ送付し、複数冊を選定することはあると聞いているが、各地区で選定されることになる。本資料については、県立特別支援学校にも、学びの繋がりという意味で参考に送らせていただいている。

教育長から、第17号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

第17号議案の審議が終了したため、土井委員が入室した。

教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。